

第四号様式(第十条関係)

( A4 )

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和 4 年 4 月 15 日 ← 提出日を記入

届出時の許可番号 埼玉県知事許可 ( 般・特 - ○ ) 第 @@@@ 号  
 商号又は名称 株式会社 建設  
 郵便番号 330 - 9301  
 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1  
 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) 埼玉 太郎  
 電話番号 048 - 830 - 5176  
 ファクシミリ番号 048 - 830 - 4867

(あて先)  
埼玉県知事

記

- 1 法第6条第1項の権利の実行により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知書の送付を受けた日

令和 4 年 4 月 1 日

- 2 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

108,500,000

- 3 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

( 1 ) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
さいたま地方法務局	令和 3 年 12 月 21 日	R 2 金 10001	20,000,000
	令和 年 月 日	R 金	
	令和 年 月 日	R 金	

( 計 ) イ 20,000,000

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名			供託年月日		供託番号		名称
さいたま地方法務局			令和 3 年 12 月 22 日		R 2 証 20001		利付債券(5年)
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
11	109~113	500	100,000	50,000,000	80%	40,000,000	
供託所名			供託年月日		供託番号		名称
			令和 年 月 日		R 証		
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
(計) 口							40,000,000

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託金額
さいたま地方法務局	令和 3 年 12 月 26 日	R 2 国 258	利付国庫債券	50,000,000
	令和 年 月 日	R 国		
	令和 年 月 日	R 国		
(計) 八				50,000,000

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + 口 + 八 = 110,000,000

4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅建設瑕疵担保保証金の額 10,000,000

5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅建設瑕疵担保保証金の不足額 8,500,000

6 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
さいたま地方法務局	令和 4 年 4 月 1 日	R 3 金 10002	2,500,000
	令和 年 月 日	R 金	
	令和 年 月 日	R 金	
(計) 二			2,500,000

(2) 有価証券(振替国債を除く。)の供託

供託所名			供託年月日		供託番号		名称
さいたま地方法務局			令和 3 年 12 月 1 日		R 2 証 20002		利付債券(5年)
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
12	312~316	50	100,000	5,000,000	80%	4,000,000	
供託所名			供託年月日		供託番号		名称
			令和 年 月 日		R 証		
回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額	
(計) ホ							4,000,000

## (3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託金額
さいたま地方法務局	令和 4 年 4 月 1 日	R 3 国 268	利付国庫債券	2,000,000
	令和 年 月 日	R 国		
	令和 年 月 日	R 国		
( 計 ) へ				2,000,000



## (4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額



二 + ホ + へ =	8,500,000
-------------	-----------

注 3(2)及び6(2)の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

#### 第四号様式(第十条関係)

##### 住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書の使い方

-  左記の色になっている部分に記入が必要です。
-  のセルに記入が必要ない場合もあります(有価証券の供託を全くせず、金銭の供託のみの場合等)。  
その場合は、該当セル上で「Deleteキー」を1回押してください。

セルの色が   に変化しますので印刷時に色が映らなくなります。

リストから選択する形式で入力する部分もあります。(例:基準日や供託所の選択等)

説明文を設定しているセルもあります。セルをクリックした際に表示されますので、確認用にご利用ください。

届出書のシートは誤入力防止のため、「シートの保護」を使用していますがパスワードは設定していません。

シートの保護を解除するには「ツール」「保護」「シートの保護」を選択して解除してください。

割引債は次の「別記算式」により算出した額を加えた額を額面金額として、国債証券100%、

政府保証債90%、それ以外80%を乗じて計算してください。

「別記算式」

$(\text{額面金額} - \text{発行金額}) \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4) / \text{発行の日から償還の日までの年数}$

届出についての詳細は、下記の県ホームページを参照してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kashitanpo.html>